

イベント結果レポート

新たな化学物質規制説明会を開催しました！

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正されました。化学物質による休業4日以上労働災害の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

新たな化学物質規制について、令和5年7月18日、広島合同庁舎において、化学物質を製造し、又は取り扱う事業場の方向けに説明会を実施した結果をレポートします。



(司会進行) 広島中央労働基準監督署職員



広島中央労働基準監督署長の開会挨拶



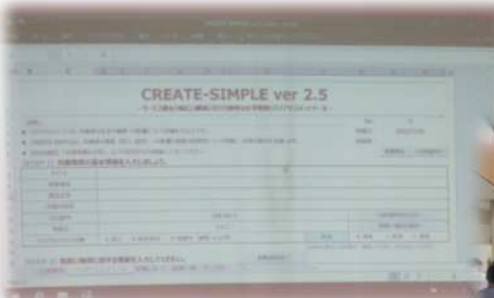
講師 宮内祐介 先生

・中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
主任技術員、衛生管理士

宮本先生の講演では、「新たな化学物質規制について」と題して、化学物質の基礎知識及び改正省令等の説明を行っていただきました。くわえて、「化学物質のリスクアセスメントについて」と題して、CREATE-SIMPLEという、取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する簡易なリスクアセスメントツールの実演を行っていただきました。

参加者の方々は宮内先生の説明を熱心に聴講されていました。

定員150名の会場が満席



寺村広島産産業保健専門職からの説明。
「広島産業保健総合支援センターの事業案内と治療と仕事の両立支援」

危険性、有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う事業場においては、化学物質のリスクアセスメントを実施し、その結果等に基づきばく露低減措置を講じることが義務となっています。今回の法令改正に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施しましょう。